

## 京都大学学術情報メディアセンター図書室規則

(趣旨)

第1条 京都大学学術情報メディアセンターに計算機科学及び情報科学に関する教育、研究の支援のため図書室を置く。

(図書室資料)

第2条 図書室に、図書及びその他の資料（以下「図書資料」という。）を置き、一般の利用に供するものとする。

(利用時間)

第3条 開室時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 広報教育委員長が特に必要と認めたときは、前項に定める開室時間を変更することがある。

(閉室日)

第4条 図書室の閉室日は、次に掲げる日（あるいは期間）とする。

- 一 土曜日、及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日までの期間

2 前項に定めるもののほか、広報教育委員長が特に必要と認めたときは、臨時に閉室することがある。

(目録)

第5条 図書室に、図書資料の目録を置き、利用者の利用に供する。

(閲覧)

第6条 図書資料の閲覧を希望する者は、閲覧室において閲覧することができる。

(利用の制限)

第7条 図書資料のうち次の各号に掲げる場合においては、閲覧及び複写を制限することができる。

- 一 当該資料に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」（以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料の当該情報が記録されている部分の一般の利用
- 二 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用
- 三 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間

(貸出)

第8条 図書資料を貸出できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 大型計算機システム、教育用計算機システムのIDを有する者
- 二 その他広報教育委員長が特に認めた者

2 図書資料の貸出を希望する者は、身分証明書の提示、図書借用票の記入等、所定の手続きを経なければならない。

第9条 貸出期間は次に掲げる期間とする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 一 単行書             | 2週間 |
| 二 製本雑誌、計算機関係マニュアル | 1週間 |
| 三 未製本雑誌           | 3日間 |
| 四 ビデオテープ他         | 1週間 |

(貸出不可の図書資料)

第10条 禁帯出指定の図書資料の貸出は行わない。

(複写)

第11条 図書資料の複写を希望する者は、京都大学文献複写利用書を提出し所定の手続きを経なければならない。

(紛失、汚損等の届出)

第12条 利用者は、図書資料を紛失、汚損し、又は機器その他の設備を破損したときは、速やかに図書室係員に届けなければならない。

2 紛失、汚損又は破損した者には、弁償を求めることがある。

(利用停止)

第13条 この規則に違反した者には、図書室の利用を停止することがある。

(規則の備付)

第14条 この規則は、利用者のため常時図書室内に備え付けるものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、広報教育委員長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。